

70歳までの就業機会の確保を実施した企業割合 26% 厚労省

厚生労働省は、高齢者の雇用状況に関する2021年の調査結果を公表しました。70歳までの就業機会を確保するための措置を実施した企業の割合は25.6%にとどまりました。規模別では人手不足感が強い中小企業の方が大企業よりも実施率が高い結果となりました。

2021年度施行の改正高年齢者雇用安定法で、70歳までの就業機会の確保が企業の努力義務になり、今回は法改正後初めての調査となりました。従業員数が301人以上の大企業は全体の17.8%、従業員数が21~300人の中小企業は26.2%で就業機会を確保する措置をとっていました。大企業が実施した措置の内訳は「継続雇用制度の導入」(16.6%)、「定年制の廃止」(0.6%)、「定年の引き上げ」(0.5%)、「創業支援等措置の導入」(0.1%)の順に多くなりました。継続雇用制度の導入は賃金が現役時代に比べて大幅に下がることもあり、対応策の大半を占めたようです。人件費の大幅増につながる定年制の廃止には慎重でした。人手不足が深刻な中小企業では定年廃止を導入した割合は4.2%と、大企業に比べて高い水準となりました。

心の病で労災 629 件で過去最多 パワハラ原因は 125 件 厚労省

厚生労働省は、仕事が原因でうつ病などの精神障害を患い、2021年度に労災認定されたのは前年度比21件増の629件だったと発表しました。1983年度の統計開始以来、3年連続で過去最多を更新しました。認定のうち自殺(未遂を含む)は79人でほぼ横ばいとなり、原因別でみると「パワーハラスメント」が125件で最も多くなりました。

精神障害による労災申請も前年度比295件増と2346件で過去最多となりました。厚労省の担当者は「働き方への関心が高まり、精神障害が労災認定されることが浸透してきたのではないかと分析しています。20年度から原因別の項目が設けられたパワハラは2年連続で最多となり、パワハラに続き「仕事内容・仕事量の変化を生じさせる出来事があった」が71件、「悲惨な事故や災害の体験、目撃」が66件ありました。業種別では「社会保険・社会福祉・介護事業」が82件で最多となり、医療業、道路貨物運送業、飲食店と続きました。

精神障害者の求職活動が活発化 新規求職申込件数が増加

厚生労働省は、2021年度のハローワークを通じた障害者の職業紹介状況などの取りまとめを公表しました。就職件数は9万6,180件で、前年度(8万9,840件)と比べて7.1%増えました。

厚労省は、就職件数が増えた要因について、主に精神障害者の求職活動が活発化し、新規求職申込件数が増加したと分析しています。また、「障害者の就職先として比較的高い割合を占める業種を中心に多くの産業で求人数が増加した」と説明しています。業種別では、「医療・福祉」や「製造業」などの就職件数が増えました。また、21年度の障害者の解雇者は1,656人で、20年度(2,191人)と19年度(2,074人)を下回り、落ち着きを見せているということです。



- ラベンダー畑 -

◆ ご存知ですか？ ◆

【 高齢者雇用安定法 】

高齢者雇用安定法では 60 歳未満の定年を定めることを禁止しており、その上で①65 歳までの定年引き上げ、②定年制の廃止、③65 歳までの継続雇用制度導入（原則希望者全員適用）のいずれかの措置を講じることになっています。令和 3 年 4 月から高齢者雇用安定法が改正され、①70 歳までの定年引き上げ、②定年制の廃止、③70 歳までの継続雇用制度導入のいずれかの措置を講ずることが努力義務となります。努力義務ですので、即時に対応する必要はありませんが、今後の超高齢社会、労働力不足等を見据え、会社としてできるだけ早めに対応策を検討しておく事が重要となります。

事務所より

6 月下旬から全国的に猛暑となり、十勝でも 30℃を超える日が続くなど、少しずつ夏が近づいてきているのを感じますね。ただ、6 月の十勝は中旬くらいまでは 20℃を超える日がほとんどなく、6 月としては記録的な低温続きとなっていました。気温が高くなると、少し前まで低い気温だったこともすっかり忘れてしまいますが、あまりに極端な気温の変化に体がついていかないこともこの時期はよくありますので、熱中症等も含め、体調管理には十分注意したいものですね。

東京商工リサーチが発表した「新型コロナウイルスに関するアンケート」の調査結果によりますと、在宅勤務を「現在、実施している」企業は 29.1%で、同一設問を設定した 2021 年 10 月調査（37.0%）から 7.9 ポイント下落したということです。「実施したが取りやめた」企業は 27.2%で、同調査（20.7%）から大幅に増加しています。コロナ禍で急速に広がった在宅勤務ですが、労働時間の把握、業務の評価や効率化が難しく、浸透しきれない現状もあるようです。特に十勝では都市部とは違い車社会ということもあり、なかなか在宅勤務がなじまないという側面もあるかと思えます。在宅勤務のメリットは当然多くありますが、導入の際には労務管理の可視化や費用負担の明確化、そして何より社内におけるコミュニケーションが希薄にならないような制度の工夫が必要になるかと思えます。

業 務 内 容

社会保険労務士業務

- ・ 労働保険・社会保険の事務手続代行
- ・ 就業規則、給与規程等諸規則の作成・変更
- ・ 各種助成金・給付金等の申請
- ・ 人事・労務管理に関する相談・指導
- ・ 給与計算
- ・ その他労働社会保険諸法令に基づく申請書の作成・届出、帳簿書類の作成

行政書士業務

- ・ 建設業許可申請手続
- ・ 建設業決算報告書作成、経営状況分析申請、経営事項審査申請手続
- ・ 指名競争入札資格審査申請手続
- ・ 産業廃棄物収集運搬業許可申請手続
- ・ 法人設立関係書類作成手続
- ・ その他官公署に提出する許認可申請書類作成手続

今月は社会保険の算定基礎届の提出時期となっておりますが、算定基礎届で決定された標準報酬については今年の 9 月分給与（10 月に支払う給与分）から反映されます。変更改定時期になりましたら、弊社より改定後の社会保険料控除額を別途お知らせ致しますので、ご参照くださいますようお願い致します。

